

議案第25号

みよし市都市公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、夏季における総合体育館の競技場等冷暖房設備の使用料の特例を設けるとともに、市道の占用料の額の改定に準じて都市公園の占用に係る使用料の額を改定するため必要があるからである。

みよし市都市公園条例の一部を改正する条例

みよし市都市公園条例(昭和59年三好町条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第5備考第1項中「1時間単位」の次に「とし、7月1日から9月30日までの間の使用料の額は、この表に定める額の2分の1の額」を加え、同表備考に次の1項を加える。

4 使用料の額の算出金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第7法第7条第1項第1号に掲げる工作物の項中「950」を「990」に、「850」を「880」に、

85

を

88

に、「1,700」を「1,800」に、「830」を「860」に、「510」を「530」に改め、同表法第7条第1項第2号に掲げる工作物の項中

36
51

を

37
53

に、「77」を「79」に、「10

0」を「110」に、「150」を「160」に、「200」を「210」に、「360」を「370」に、「510」を「530」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表法第7条第1項第3号に掲げる施設の項中「1,700」を「1,800」に改め、同表法第7条第1項第4号に掲げる工作物の項中「720」を「740」に、「1,700」を「1,800」に改め、同表施行令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の項中「240」を「220」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に施行日以後の都市公園の占用の許可を受けた者に係る使用料の額は、この条例による改正前のみよし市都市公園条例の規定にかかわらず、この条例による改正後のみよし市都市公園条例に定める使用料の額とする。

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
-----	----

(使用料)

第11条 次の各号に掲げる許可を受けた者は、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 第4条第3項の許可 別表第3から別表第6まで及び別表第8に定める額
- (2) 法第5条第1項の許可（公園施設（公募の方法により公園施設を設ける場合を除く。）を設ける場合に限る。）又は法第6条第1項若しくは第3項の許可 別表第7に定める額。ただし、当該許可の期間が1月未満の場合は、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額
- (3) 法第5条第1項の許可（公募の方法により公園施設を設ける場合に限る。） 別表第7に定める額の範囲内において市長が定める額
- (4) 法第5条第1項の許可（公園施設を管理する場合に限る。）又は第3条第1項若しくは第3項の許可 別表第7に定める額に100分の110を乗じて得た額

2 略

別表第5（第11条関係） 総合体育館（附属設備）使用料

(単位 円)

区分	単位	金額	区分	単位	金額
略					
備考					
1 附属設備使用料は、別表第4に定める午前、午後及び夜間のそれぞれの区分の利用ごとに、この表に定める使用料の額を徴収する。ただし、競技場、剣道場及び柔道場の冷暖房設備は、1時間単位とし、 <u>7月1日から9月30日までの間の使用料の額は、この表に定める額の2分の1の額とする。</u>					
2及び3 略					
4 <u>使用料の額の算出金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</u>					

別表第7（第11条関係） みよし市都市公園使用料

(単位 円)

区分	単位	使用料
略		
法第7条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年につき <u>990</u>
	第二種電柱及び第三種電柱 略	
	第一種電話柱	1本1年につき <u>880</u>
	第二種電話柱及び第三種電話柱 略	
	その他の柱類	1本1年につき <u>88</u>
	変圧塔その他これに類するもの	1個1年につき <u>1,800</u>
	共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 略	
	地上に設ける変圧器	1個1年につき <u>860</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき <u>530</u>	

別表第5（第11条関係） 総合体育館（附属設備）使用料

(単位 円)

区分	単位	金額	区分	単位	金額
略					
備考					
1 附属設備使用料は、別表第4に定める午前、午後及び夜間のそれぞれの区分の利用ごとに、この表に定める使用料の額を徴収する。ただし、競技場、剣道場及び柔道場の冷暖房設備は、1時間単位とする。					
2及び3 略					

別表第7（第11条関係） みよし市都市公園使用料

(単位 円)

区分	単位	使用料
略		
法第7条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年につき <u>950</u>
	同左	
	第一種電話柱	1本1年につき <u>850</u>
	同左	
	その他の柱類	1本1年につき <u>85</u>
	変圧塔その他これに類するもの	1個1年につき <u>1,700</u>
	同左	
	地上に設ける変圧器	1個1年につき <u>830</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき <u>510</u>	

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行				
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>	
法第7条第1項第2号に掲げる工作物	水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>	水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>53</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>51</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>79</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>150</u>
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>370</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>360</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510</u>
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>
法第7条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>	法第7条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>	
法第7条第1項第4号に掲げる工作物	郵便差出箱	1個1年につき	<u>740</u>	法第7条第1項第4号に掲げる工作物	郵便差出箱	1個1年につき	<u>720</u>	
	公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>		公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>	
法第7条第1項第6号に掲げる工作物及び施行令第12条第2項第1号に掲げる物件の項 略				同左				
施行令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	施行令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>	
第3条に掲げる行為の項 略				同左				

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
備考 略	備考 略